

第3回スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会
CM字幕ワーキンググループ

みんなにやさしい社会を ～字幕付きCMとろう者～

 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

総務省第3特別会議室

2014年4月8日

1. 当連盟の概要

設 立	1947年(昭和22年)
会 員 数	2万1千人(全国都道府県47支部)
事 務 所	本部事務所(東京)、京都事務所
役員構成	理事20名、監事3名、議長4名
評 議 員	264名
職 員	28名(常勤・アルバイト含む)
監督官庁	内閣府
主な事業	全国ろうあ者大会、全国ろうあ者体育大会 各種研修会、委託事業、共催事業、出版事業・機関紙活動、国際活動、デフリンピック派遣、スポーツ啓発活動

関係活動団体

(計15団体+α)

	放送・映像関係	左記以外
団体加盟	障害者放送協議会	日本障害フォーラム(JDF) NPO ろう教育の明日を考える連絡協議会
運動協働・ 外郭団体	NPO CS障害者放送統一 機構	(一社)全国手話通訳問題研究会 (一社)日本手話通訳士協会 (社福)全国手話研修センター
施設	NPO 全国聴覚障害者情 報提供施設協議会	全国ろう重複障害者施設連絡協議会 高齢聴覚障害者福祉施設協議会
関係団体		(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (社福)全国盲ろう者協会 NPO 全国要約筆記問題研究会 (一社)日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会 全国聴覚障害教職員協議会 全国聴覚障害公務員会 全日本ろう学生懇談会
外部団体	聴力障害者情報文化セン ター(手話通訳士試験)	日本障害者スポーツ協会 (日本パラリンピック委員会) 日本障害者リハビリテーション協会 など

テレビ放送へのろうあ者の願い

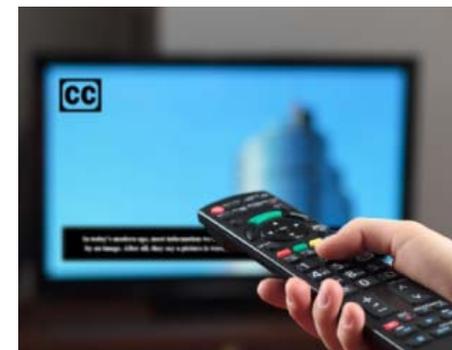
年代	できこと
1960年	NHKで「テレビろう学校」放映開始。全国ろう学校幼稚部の開設が広がる
1971年	東京都で字幕入りフィルムライブラリー事業実施
1973年	連盟が初めてNHKに要望書を提出
1974年	テレビ神奈川がニュース番組に試験的に手話通訳付与 テレビ静岡が手話通訳付番組を放映 テレビ神奈川で参議院議員選挙神奈川地方区の政見ビデオに手話通訳付与
1975年	7月 民放労働組合連合会が「テレビに字幕、手話通訳を」を各TV局に要望
	以降、全国各地で手話通訳付放映・字幕放送が広がる

2. 字幕付きテレビ・海外の事例

1990年 米国でテレビ字幕表示装置法が成立。
13インチ以上の全てのテレビに
クローズドキャプションの字幕表示装置
内蔵を義務化。

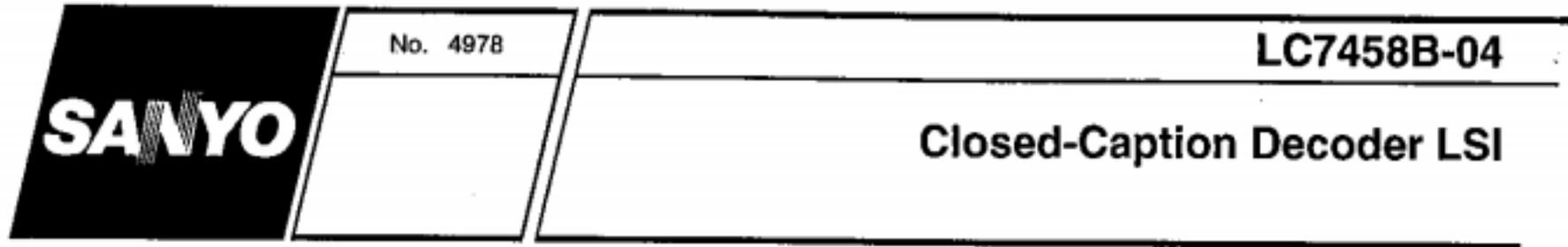
⇒ 日本家電メーカーは法の成立に大きく寄与。
(しかし、日本国内向けに製造せず流通しなかった。)

米国カーター大統領特別顧問が
日本の家電メーカーを訪問し、
調査を行った。



(字幕チップの英文による説明例)

CMOS LSI



Overview

The LC7458B-04 is a closed-caption system (CCS) decoder and OSD display LSI that conforms to the most recent American FCC standard issued on April 12, 1991. Together with an LA7945N Front End IC it forms a complete 2-chip system.

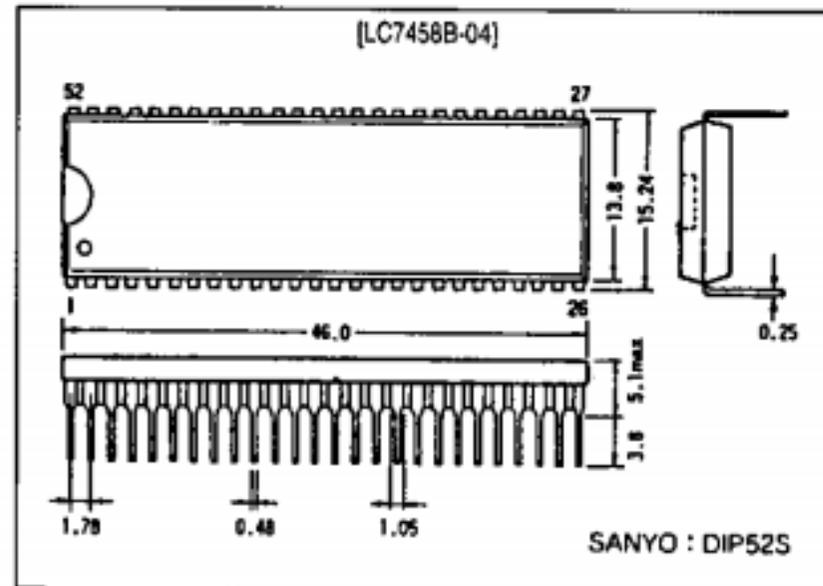
Features

- FCC Standard Conforming Signal Demodulation
 - Caption optional line display (new function)
 - Color character display
 - Lower-case character display
 - Underline display
 - Flashing
 - Italic display
 - Channel 1/Channel 2 mode switching and display
 - Field 1/Field 2 mode switching and display
 - Caption/Text mode switching and display

Package Dimensions

unit: mm

3128-DIP52S



アメリカ新規則制定の概要(1)

FCC（連邦通信委員会）が
2014年2月20日に「字幕に関する
報告と命令」（FCC-14-12）を発表。

字幕の表示方法に問題があったため、
ろう者および難聴者のテレビ番組への
アクセシビリティの定義を見直した。



アメリカ新規則制定の概要(2)

- 録画番組の字幕は、正確に、同時に、完全に、適切な場所に表示しなければならない。
- 生放送番組、Near-Live番組（配信前24時間以内に収録された番組）も同様の扱いとする。

<http://youtu.be/BbqPe-IceP4>

(字幕表示例:FCC提供)



アメリカ新規則制定の概要(3)

- 米国の5分以下のCM字幕付与については「任意」であるが、世界的企業の殆どは字幕付与となっている。(FCC説明)
- 現在FCCは「5分以下のCM等の字幕付与義務化」について意見募集を行っている。

日本企業のトヨタ、ホンダ、ソニー等は積極的に字幕CMを流していて、良い仕事をしている。
(FCC担当者コメント)

アメリカ新規約から学ぶこと

業協作成マニュアルの充実を期待。

より完成度の高い、効果的で見やすい字幕CMになるよう、ノウハウ・スキルの普遍化・標準化によって、一定の品質を維持管理できるようにしなければならない。

- 第2回WGのプレゼンで、「15秒」でも、非常に深い考察と調整が凝らされていた。
- 機械的に字幕を入れるだけでは、米国の聴覚障害者が受けた不便を日本でも繰り返すことになる。
- 「15秒」の奥行きの高い空間をどう活かすかが課題。

3. 字幕CMへの期待

字幕放送によって、聞こえない人の生活はどう変わるか？

字幕・手話放送開始前

リアルタイムに楽しめない
家族の中でも疎外感

緊急番組の内容がわからない
・東海村臨界事故
・内閣官房長官記者会見

内容を理解出来ない
視聴をあきらめる

発信側の意図とのズレ
ブランドイメージの毀損につながることも

情報量が少ない
正しい・安全な情報であるかどうか見極めが困難

字幕・手話放送開始後

一緒に喜怒哀楽する「家族団欒」
を楽しめるようになる

緊急事態の内容が伝わる
→安全・安心な暮らしの確立

聞こえる人も聞こえない人も同様に
情報を受け取ることが出来る。

正しいブランドイメージを受け取れる

適正な情報を受けとることによって、
的確な判断が期待出来る。

手話も字幕も

「はいテレビ朝
日です」より

東京電力
2006年春

鳥取県
2013年秋

手話・字幕は聞こえない人だけの
サービスではない。

情報アクセシビリティ環境が整うことは、
誰もが簡単に情報にアクセスし、発信出来る
「や・さ・し・い 社会」となる。

全国津々浦々に字幕放送・字幕CMを。

【課題】 地方局の設備の制約

- ・地方局の字幕放送対応の遅れが目立つ。
字幕放送が出来ない状況では、字幕CMも流せない。
- ・政見放送にも字幕をつけることが出来ない。

【提案】

- (1) 地方局の字幕配信設備に重点を置いた助成
- (2) 既存社会資源の活用
 - ① 地域手話通訳・要約筆記派遣制度の利用
 - ② CS障害者統一放送の資源を活用
 - ③ 聴覚障害者情報提供施設の資源を利用

資源の活用例①: 地域手話通訳・要約筆記派遣制度

- 障害者総合支援法の「意思疎通支援事業」により、都道府県、あるいは区市町村での実施。
- 支援範囲は、ろう者・難聴者への手話通訳・要約筆記だけでなく、盲ろう者、視覚障害者、知的障害者、発達障害者等、幅広い。
- 通訳の派遣だけでなく、養成や認定、設置、研修等も含まれる。
- また、当事者からの依頼だけでなく、制度外となるが、企業や官公庁、団体からの依頼も受け付けている。



資源の活用例②：CS障害者放送統一機構

- 1995年1月17日、阪神淡路大震災が発生
→聴覚障害者は聞こえないために情報から疎外され、多くの命を失った。
- この痛切な教訓から、全日本ろうあ連盟、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会や関係者は、自分たちの命を守るための取り組みを始める。
- 2002年3月、文化庁より著作権法第37条2の「聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる者」の指定を受ける。
- 同年5月から地上波の一般テレビ番組、特に生番組に対応するリアルタイム字幕と手話通訳をCS放送によって全国の聴覚障害者に配信。
- 字幕の遠隔入力やIPTV等新しい放送手法・技術の開発・標準化を推進。

3.11は発生25分後から
手話・字幕で情報発信。

資源の活用例③：聴覚障害者情報提供施設

- 1991年、身体障害者福祉法の改正に伴い、第34条（当時は第33条）に聴覚障害者福祉向上を担う施設として、規定。
 - 主な業務内容は、相談、聴覚障害者用ビデオテープ（字幕・手話）の制作・貸出、手話通訳者の養成、派遣など。独自の事業に取り組んでいる施設もある。
 - 2013年1月現在46施設（政令指定都市7ヶ所を含む）。
 - 障害者基本計画(第3次)では、2017年度までに聴覚障害者情報提供施設について、全都道府県での整備を促進する予定。
- ⇒「各地域に密着した、聴覚障害者向け映像・字幕作成のプロ集団」を活用すべき。



字幕CMと手話CMの普及に向けて

・字幕CMと手話CMの普及を。

東京オリンピック・パラリンピックの年、2020年には「人にやさしいユニバーサルな世界」が広がることを期待。
⇒「全ての人々に届く広告メディア」の整備は、世界に誇れるインフラとなり、三業界としてもメリットが大きい。

・先進的な取り組みを励ます施策を。

放送行政・三業界・そして消費者としての私たちが共生社会の実現に向けて、共に取り組んで行く枠組みが必要。
(例) 国によるユニバーサルデザイン関連の表彰や、民間のCM大賞に「字幕CM部門賞」を用意する等の奨励策
⇒障害当事者も選考に関わる等、視聴者の声を反映させる。

字幕CM普及を後押しする政策を(1)

障害者権利条約と『情報アクセシビリティ』

- 聴覚障害者とアクセス(社会モデル)
- 音声情報の可視化
- 手話言語や書記言語による情報

アクセシビリティ (国連障害者権利条約から)
第2条 (コミュニケーション)
第9条 (アクセシビリティ)
第21条 (情報へのアクセスなど)

- 障害者権利条約によるアクセシビリティ、表現の自由などの規定を実現する国内法が必要。
- 改正障害者基本法の附帯決議を実現する取り組みが必要。
- 憲法が保障する基本的人権の行使が実際にはできない。実現のためには、情報アクセス及びコミュニケーション保障のための法律・制度が必要。

★字幕CM普及を後押しする政策を(2)

『障害者基本法』 (2011年8月5日改正公布)

- 第3条(地域における共生等)
三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

『情報・コミュニケーション法(仮称)』の制定化

情報・コミュニケーション法の対象者は、すべての障害者(聴覚障害だけでなく、視覚・知的・発達障害や難病など幅広い範囲)。

- 内容は、情報へのアクセスやコミュニケーション手段(手話、文字、点字、触覚による伝達など様々)を自分にあった方法を選択出来ることを保障するもの。
- 情報・コミュニケーション法(仮称)の骨格に関する提言をとりまとめ中。

**CMに字幕がつくことは
「完全なる社会参加」の促進**

ご静聴ありがとうございました。



FCC、鳥取県、東京電力、CS障害者放送統一機構、聴覚障害者情報提供施設協議会、他皆様に感謝いたします。